|  |
| --- |
| 平成３０年度 豊田市子ども会**全ての子ども会・校区理事** |
| 市補助金申請･市子連登録・豊田市青少年団体傷害互助会･未就学児傷害保険 |
| 登録等申請・事務手続きの手引き |

豊田市は地域子ども会の活動を支援する様々な制度があります。

この手引きは市補助金、市子連登録、豊田市青少年団体傷害互助会、未就学児傷害保険の手続きについて記載しています。

目次

**①各子ども会・校区理事向け**

■書類提出日・説明会・全体スケジュール…………………………………………２ページ

　　■申請・申込に必要な書類一覧………………………………………………………３ページ

　　■各書類の作成について………………………………………………………………４ページ

　　　（１）　市補助金実績報告…………………………………………………………４ページ

　　　（２）　市補助金申請………………………………………………………………４ページ

　　　　　　※（１）及び（２）書類作成時の注意点…………………………………５ページ

　　　　　　※補助金へのよくある質問と回答…………………………………………６ページ

　　　（３）豊田市子ども会育成連絡協議会登録申請…………………………………７ページ

　　　（４）豊田市青少年団体傷害互助会加入申込み…………………………………７ページ

　　　（５）未就学児傷害保険の加入……………………………………………………８ページ

　　■子ども会の新規加入、統合、廃止について………………………………………８ページ

**②校区理事向け**

　　■書類の作成・提出について…………………………………………………………９ページ

　　■諸経費の納入について………………………………………………………………９ページ

**③提出書類記入例**



写真：(左)タグラグビー、(右)子ども会球技大会の様子

|  |  |
| --- | --- |
| ■問い合わせ先 |  |
|  |
|  | 豊田市補助金申請について | 豊田市役所次世代育成課　　電話３４-６６３０ |
|  | 登録･互助会･未就学について | 市子連事務局（青少年センター）　電話３２-６２９６ |

|  |  |
| --- | --- |
| **■各子ども会が書類を校区理事に提出する日** |  |

↓校区理事が指定

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　日 | 　　　月　　　日（　　　　） |
| 提　出　場　所 |  |

　・各子ども会が作成した書類は、各校区理事が校区分をまとめて提出します。

　・各子ども会は校区理事が指示する日までに本手引き３ページ記載の『申請・申込に必要な書

　　類』を校区理事にご提出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **■各子ども会向け説明会** |  |

開催日時：３月３１日（土）午前１０時～１２時、午後１時～３時

４月　１日（日）午後１時～３時

開催場所：豊田市青少年センター（豊田産業文化センター４階）交流室

※説明会を希望する子ども会は上記の日程のどちらかにお越しください。事前申込不要。

|  |  |
| --- | --- |
| **■全体スケジュール** |  |

各種申請・申込の全体スケジュールは以下のとおりです。

**Ｈ２９年４月提出**

**Ｈ３１年４月提出**

**Ｈ３０年４月提出**

Ｈ２９年度補助金

実績報告書提出

※車両補助金含む

Ｈ２９年度補助金

申請書提出

Ｈ３０年度補助金

実績報告書提出

※車両補助金含む

補助金の受取

(７月下旬頃)

Ｈ３０年度補助金

申請書提出

※車両補助金含む

市子連登録

豊田市青少年団体傷害互助会

未就学児傷害保険

|  |  |
| --- | --- |
| **■申請・申込に必要な書類　一覧** | ＊書類は青少年センターＨＰにて配信中 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類等 | 提出枚数 | 作成する人 | 問合せ先 |
| 　【平成２９年度】(1) 市補助金　　実績報告 | ①活動実績報告書 | １枚 | 旧会長 | 市次世代育成課電話：34-6630 |
| ②収支決算書兼事業実績報告書 | １枚 |
| ③車両補助金実績報告書【車両補助金使用した子ども会のみ】 | １枚 |
| 　【平成３０年度】(2) 市補助金　　申請 | ④補助金申請書 | １枚 | 新会長 |
| ⑤予算書 | １枚 |
| ⑥車両補助金事業計画書及び見積書【車両補助金申請する子ども会のみ】 | １枚 |
| ⑪年間行事計画書 | １枚 |
| ⑦請求書・通帳のコピー【表紙と、表紙を開いて口座名がわかるページ】 | １枚ずつ |
| (3) 豊田市子ども会育成連絡協議会登録 | ⑧市子連登録申請書 | １枚 | 新会長 | 市子連事務局青少年センター電話：32-6296 |
| ※ 市子連年会費 |
| (4) 豊田市青少年団体傷害互助会 | ⑨豊田市青少年団体傷害互助会加入申込書 | ２枚 | 新会長 |
| ⑩加入者名簿 | ２枚 |
| ⑪年間行事計画書 | ２枚 |
| ※ 豊田市青少年団体傷害互助会費 |
| (5)未就学児　 傷害保険（必要な子ども会） | ⑫未就学児傷害保険 加入申込書 | ２枚 | 新会長 |
| ⑬加入者名簿 | ２枚 |
| ※ 未就学児傷害保険料 |
| 校区理事作成（必須） | ⑭校区別子ども会状況1枚 | 校区理事 |
| ⑮校区別単位子ども会傷害互助会等加入申込集計表1枚 |
| 校区理事作成（場合による） | ⑯振込手数料還付申請書1枚(諸経費納入をJAあいち豊田本支店ATMでしない場合作成) |

**⑪年間行事計画書**は**合計３枚**の提出

準備方法の説明は、**『本手引き７ページ (４) 豊田市青少年団体傷害互助会加入申込み　○作成時の注意事項　書類⑪』**　参照

※市子連年会費、豊田市青少年団体傷害互助会費、未就学児傷害保険料の支払いについて

　校区でまとめて市子連へ納入してください。支払いは各子ども会は校区理事の指示に従ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| ■各書類の作成について |  |
| ・今回配布する様式を使用してください。・各種書類に押す印鑑は朱肉を使うものとし、シャチハタ等のスタンプ印は不可。・印鑑は、「会長の名字認印」か「○○子ども会会長印」可。「○○子ども会印」は不可。・フリクションボールペンは不可。・訂正する場合は二重線で消して、申請書に押印した印を訂正箇所に押してください。　修正液・修正テープ等の使用は不可。　ただし、「③請求書」は新しい用紙に書き直してください。二重線で訂正不可。 |
|  |
| **（１）　平成２９年度市補助金実績報告　（書類①～③）** |
| ○注意事項・平成２９年度中に会長が変更、または印鑑を変更した場合は届出が必要。　市次世代育成課にご連絡ください。連絡先：次世代育成課　電話番号34-6630○平成３０年度より新しく子ども会を立ち上げる場合　・書類①～③の提出は不要。○平成２９年度をもって廃止、統合する子ども会の場合　・書類①～③は提出してください。書類④以降の提出は不要。 |
| **（２）　平成３０年度市補助金申請　（書類④～⑦、⑪）** |
| ○注意事項今回各申請書等に使用する印鑑は、年度末の「活動実績報告書」の提出の際に必要なため、大切に保管してください。○提出日に振込先名義が確定しない場合（名義変更が間に合わない等）　各子ども会は名義が確定しない旨を校区理事に伝える。（校区理事は今回提出の際、受付にお伝えください）【名義確定後の「書類⑦請求書」の提出先】５月５日(土)までに提出する場合：青少年センター　５月６日以降提出する場合：市次世代育成課○補助金の口座振込予定平成３０年７月下旬頃、各子ども会口座に『豊田市会計管理者』名で振り込みを予定しています。※申請書類に誤り等がある場合は、振り込むことができません。よく確認してご記入ください。○車両補助金について　体験活動ができる市内の施設へ行く際、バス、レンタカーなどの車両借上げ費用に使える　補助金です。詳しくは別紙車両補助金の手引きをご覧ください。○車両補助金申請の取り下げ　車両補助金の手引き５ページ参照。○車両補助金は年度途中の申請を受付しています。ただし、予算の範囲内の先着順。一度、市次世代育成課へご連絡いただき、事業を開催する１か月前までに書類を市次世代育成課へ提出してください。 |
| **※（１）及び（２）書類作成時の注意点　　（補助対象経費 及び 補助対象外経費 )** |
| １　活動費補助金の補助対象経費と補助対象外経費について　・子ども会活動における費用で、（a）補助対象経費（補助金が使える費用）と(b)補助対象外経費（補助金が使えない費用）があります。（a）補助対象経費（補助金＋会費等で対応できるもの）　　○補助金が使える事業は、地域奉仕、社会参加を目的とした事業です。 【具体例】清掃活動、草取り、ボランティア活動、地区行事（運動会やお祭りへの参加）、　　　　　　　 スポーツ・芸術・文化活動など。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 報償費 | 講座・学習会の講師、レクリエーション指導者への謝礼 |
| 旅費 | 交通費 | 活動時の移動に必要な電車・バス運賃＊ただし、遊園地へ行くための交通費は対象外 |
| 需要費 | 消耗品費 | 活動や事務に必要な消耗品費(例)事務用品、軍手、ゴミ袋、スポーツで使用するボール、カラーコーン |
| 燃料費 | 暖房や調理器具の燃料費、ガソリン代 |
| 食糧費 | お茶、お菓子、食事代＊費用の目安**①お茶、お菓子代**　１回１人あたり**３５０円以内**　３５０円超える額は補助対象外経費**②食事代**　補助対象事業で昼食や夕食をはさんだ活動の場合　１回１人あたり**５００円以内**　５００円超える額は補助対象外経費**※①と②の合算は可** |
| 印刷製本費 | 配布資料、チラシの印刷・コピー代、写真のプリント代 |
| 賄材料費 | キャンプや調理活動での食材の材料費 |
| 役務費 | 通信費 | ハガキ、切手代 |
| 手数料 | ＡＴＭ振込み手数料、地区合同行事や地区大会の参加費用 |
| 保険料 | 青少年団体傷害互助会費、未就学児保険料、傷害保険料 |
| 使用料、賃借料 | 活動場所や道具、器具を借りるための費用 |

（b）補助対象外経費（会費等のみで対応するもの）　　 ○補助金が使えない事業・費用は次のようなものです。**・市子連年会費****・記念品代**(歓送迎会やお楽しみ会での図書カード、金券類、文房具等のプレゼント代)　　　・お茶、お菓子代　１回１人あたり３５０円を超えた額　　　・食事代　１回１人あたり５００円を超えた額　　　・備品費（パソコン、プリンター等）　　　・遊園地に行く際の交通費(バスレンタル代、電車運賃含む)や施設使用料(入場料、乗り物代)　　　　理由：子どもの自主性・社会性を育む機会であると捉えることが困難であるため。　　　・積立金（フットサルのユニフォームを購入するための積立等）　　　・宗教的な費用(玉串料、お神酒代、お守りやおみくじ等)　　　・予備費（c）繰越金　　・繰越金は必要最低限にとどめ、多額にならないことをおすすめします（会計のトラブル　　　につながります）。 |
| **※　補助金へのよくある質問と回答**

|  |
| --- |
| ●補助金について● |
| （a）補助金限度額いっぱいまで申請しないとダメか？ |
| 　⇒申請する必要はありません。補助金限度額以下であれば千円単位で申請が可能です。　　ただし、年度途中で補助金を増額できません。 |
| （b）実績報告で、補助対象経費が補助金額の２倍以上使えていない場合、補助金は返還か？ |
| 　⇒補助金は使えていない分の返還になります。　　補助対象経費が補助金の２倍に満たないことがわかった時点で、市次世代育成課へご連　　絡ください。（電話：34-6630）　　なお、返還する場合は、各子ども会が実績報告書を提出後、市次世代育成課は返還金額　　を算定し、返還手続きの書類を後日郵送します。 |
| （c）書類へ押す印鑑は、シャチハタスタンプはダメか？ |
| 　⇒シャチハタは不可です。朱肉を使う印鑑をご使用ください。 |
| （d）請求書は１枚の紙に、上と下で同じものが印刷されている。どのように作成したらいいか？ |
| 　⇒上側は、記入例に沿って振込口座名等ご記入ください。　　下側は、何も記入せず「印鑑」だけ押してください。記入ミスがあった場合に、訂正で　　使用します。 |
| （e）請求書の記入を間違えた。二重線で訂正はできないか？ |
| 　⇒請求書だけは訂正できません。新しい用紙に書き直してください。 |
| （f）繰越金が補助金額を超えてしまう。補助金は返還になるか？ |
| 　⇒繰越金の返還は不要です。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ●費用の考え方について（補助対象経費・補助対象外経費）● |
| （g）消耗品費と備品費の違いは何か？ |
| 　⇒消耗品：使用することで消費したり、おおむね１年以内で消費してしまうもの　　　　　　（例）事務用品（コピー用紙、ファイル、インク等）、乾電池、白線用石灰、　　　　　　　　　救急薬品等　　備品　：複数年にわたり使うことができ、高額なもの　　　　　　（例）パソコン、プリンター等 |
| （h）ボウリング大会は補助対象経費になる活動ですか？ |
| 　⇒ボウリングはスポーツとして国体競技種目のため、補助対象とします。　　・ゲーム代、シューズレンタル料は補助対象経費。　　　　◆本手引き５ページ（a）補助対象経費　使用料、賃借料　に該当　　・大会の賞品は記念品にあたるため、補助対象**外**経費。　　　　◆本手引き５ページ（b）補助対象外経費　に該当 |
| （i）お茶代などの経費は、役員も含めて良いか？ |
| 　⇒良いです。 |
| （j）午前にクリーン活動して、午後に歓迎会を行う。お昼の食事代は補助対象経費か？ |
| 　⇒補助対象経費です。　　 ◆本手引き ５ページ（a）補助対象経費　食糧費　に該当 |

|  |
| --- |
| （k）昼食をはさんで活動する。この日お茶お菓子代と食事代含め、何円まで補助対象経費か？ |
| 　⇒８５０円　（内訳：①お茶、お菓子代３５０円　＋　②食事代５００円　）　　 ◆本手引き ５ページ（a）補助対象経費　食糧費　に該当 |
| （l）体験施設で五平餅づくりをする場合、例えばどんな費用が補助対象経費か？ |
| 　⇒①五平餅用の食材費。◆本手引き ５ページ（a）補助対象経費　賄材料費　に該当　　②場所を借りる費用。◆本手引き ５ページ（a）補助対象経費　使用料、賃借料　に該当　　　他にもかかる費用があると思います。ご不明な点があれば、市へご相談ください。 |

 |
| **（３）豊田市子ども会育成連絡協議会登録申請　（書類⑧）** |
| ・年度途中で会長が変更、または印鑑を変更した場合は届出が必要です。　市子連事務局に届出用紙があるので、ご連絡ください。(青少年センター電話32-6296) |
| **（４） 豊田市青少年団体傷害互助会加入申込み　（書類⑨～⑪）** |
| 　　○互助会費　年間 １５０円／１人（会員、育成者、指導者）※育成者、指導者（フットサルの監督・コーチ等）も必ず加入してください。また、追加加入時を除き、子ども会会員（小学生あるいは中学生）だけでの単独加入はできません。※未就学児は（５）「未就学児傷害保険の加入」をご活用ください。 |
| ○効力の発生および消滅・４月末日までに加入手続きをした場合、４月１日に遡って効力が発生します。・年度途中でも加入できます。５月１日以降の加入手続きの場合、互助会費納入日から効力が発生します。(年間９０日以内の活動であることが条件です。)・夏休み期間中の朝のラジオ体操および宿泊行事の就寝中は対象外。・加入日にかかわらず、平成３１年３月３１日をもって効力を失います。○人数の増減・引っ越しに伴う移動について・互助会加入者の人数の増減・引っ越しに伴う移動は加入変更できます。市子連事務局までご連絡ください。ただし、各子ども会の市子連年会費、市補助金の額は変更不可。・加入者が豊田市内で引っ越しし、引っ越し先の子ども会に加入する場合、新たに互助会費１５０円の支払いは不要。引っ越し前後の子ども会名と会員名を市子連事務局までご連絡ください。(青少年センター電話32-6296)　　○傷害互助会及び未就学児保険の退会について・退会の場合、互助会費１５０円の返金はありません。 |
| ○作成時の注意事項　・書類作成には、同じ内容の書類が下記の枚数必要になります。　　書類⑨「豊田市青少年団体傷害互助会加入申込書　　　　　　⇒２枚提出　※手書き(複写)の場合は１部作成。　　書類⑩「加入者名簿」　　　　　　⇒２枚提出　※手書き(複写)の場合は１部作成。　　書類⑪「年間行事計画書」⇒３枚提出　※手書き(複写)の場合は必ずコピーを１枚とって３枚にし、３枚とも押印してください。　・１書類で２枚目以上にわたる場合（人数が多い場合等）は、２枚目以降にも右上欄外に　　押印してください。　・互助会の概要、提出書類、保険の適用内容等については、別紙「豊田市青少年団体傷害　　互助会の手引き」をご確認ください（青少年センターＨＰも掲載）。 |
| **（５）未就学児傷害保険の加入　（書類⑫～⑬）** |
|  |
| ○加入対象者 | 未就学児の子ども会会員 |
|  | 子ども会の役員を務める方の未就学児 |
|  | 平成３１年度に子ども会会員となる予定の未就学児 |
| 　　　　　　　　　　※市子連と傷害互助会に加盟していない子ども会は対象外※役員でない者が未就学児を連れて行く場合、対象外 |
| ○傷害保険料 | 年間　６０円／１人 |
| ○効力の発生および消滅　＝（４）豊田市青少年団体傷害互助会加入申込みに準じます※保険の内容は「未就学児傷害保険のあらまし」をご覧ください。○作成時の注意事項・同じ書類を２枚作成（印刷）してご提出ください。（２枚複写になっていません）・印鑑は手書き、印刷にかかわらず２枚目も押印してください。 |
| ■子ども会の新規加入、統合、廃止について |  |
| ○子ども会を新設する（市子連に加入する）場合・本手引きに従い、各種申請と必要経費の支払いを行ってください。・書類①、②、③の提出は必要ありません。○子ども会を分割する場合・本手引きに従い、各種申請と必要経費の支払いを行ってください。・書類①、②、③は、どちらかの単位子ども会で作成し提出してください。・書類②下から２段目の繰越金「次年度へ」欄に、繰越金移管先子ども会名をご記入ください。○子ども会を統合する場合・本手引きに従い、各種申請と必要経費の支払いを行ってください。・書類①、②、③は、統合前の単位子ども会で作成し、いずれもご提出ください。・書類②下から２段目の繰越金「次年度へ」欄に、繰越金を渡す新子ども会名をご記入ください。○子ども会を廃止する（市子連に加入しない）場合・書類①、②、③を廃止前の単位子ども会で作成し、ご提出ください。 |
| ■書類の作成・提出について | このページは校区理事向け |
| 　　○校区理事が作成する書類について　　　・校区理事は以下の書類を作成してください。　　　　⑭校区別子ども会状況1枚　　　　⑮校区別単位子ども会傷害互助会等加入申込集計表1枚　　　　⑯振込手数料還付申請書1枚(諸経費納入をJAあいち豊田本支店ATMでしない場合作成)　　　　○校区内の子ども会の書類のとりまとめについて・校区内の子ども会書類をとりまとめてください。・とりまとめる日が記入できる欄を本手引き２ページに用意しています。・本手引き３ページを参照し、提出書類や枚数をそろえてください。【注意】書類⑪「年間行事計画書」⇒３枚提出※手書き(複写)の場合はコピーを１枚とって３枚にし、３枚とも押印してください。○書類の提出について　　　・校区理事は校区内の子ども会の書類をとりまとめ、校区理事作成の書類⑭～⑯を併せてご提出ください。　　　・書類の提出は①事前受付か②総会当日のどちらかで受付　　　・事前受付を希望する場合、４月３日（火）午前9時から電話で青少年センター（32-6296）へ電話申し込み①事前受付日程：平成３０年４月７日（土）、８日（日）場所　青少年センター午前の部10：00～12：30　　／　午後の部　13：30～16：00　 ※３０分ごとに受付時間を青少年センターが設定します。※受付できる校区数に限りがあるため、希望の時間で受付ができない場合があります。ご承知ください。②総会当日：平成３０年４月１５日（日）9：30～12：00（総会前）豊田市福祉センター※時間帯の指定や事前予約はありません。先着順で受け付けます。 |
| ■諸経費の納入について |  |
| ○諸経費（市子連年会費、傷害互助会費、未就学保険料）の納入方法　・諸経費は下記口座へお振込みください。・JAあいち豊田本支店のATMから校区分をまとめて納入してください。振込手数料がかかりません。　　　・振込は事前受付または総会当日の各種申請書を提出後に行ってください。・振込の際、校区名を必ず記入してください。○○校区（○○小の小は省いてください）（例）山之手小校区は豊南地区と竜神地区に分かれるため、それぞれ「山之手豊南」や「山之手竜神」とご記入ください。・現金振込が1回につき１０万円までなので数回に分けて、お振込みください。**振込口座　　あいち豊田農業協同組合　（JAバンクあいち）梅坪支店****店舗番号　　6582-072****口座番号　　0112080****口座名義****振込期限　　平成３０年５月２日（水）**このページは校区理事向け・JAあいち豊田のATM以外の金融機関で振り込みをした校区について　振込手数料還付をしたい場合、⑯ 振込手数料還付申請書　をご提出ください。　　　　提出期限は平成３０年５月６日（日）の役員会です。期日を過ぎると振込手数料の還付ができません。　　○市子連会費の領収書・７月の役員会で地区幹事にまとめて配付します。 |
|  |